

旭川市駐輪場基本計画 放置自転車対策

について

平成25年1月

旭川市土木部土木管理課

市中心部の自転車の放置，駐輪状況



宮下通～宮下・1条仲通（買物公園）



宮下・1条仲通～1条通（買物公園）



宮下・1条仲通～1条通（緑橋通）

駐輪場基本計画策定前の状況

- 自転車利用数に比して駐輪施設（駐輪場）が不足
- 体系的な駐輪対策や路上駐輪を規制する条例がない



路上駐輪，自転車の放置多数発生



歩行者の通行に支障

災害時等の緊急車両の通行に支障

景観を阻害

中心市街地活性化を
阻害する懸念も



やむを得ず整理員を配置して整理

- 計画的な駐輪場の整備と駐輪対策の策定が必要

駐輪場基本計画

駐輪対策に関する基本計画の策定（平成21年3月）

理念

行政と民間，そして市民が協力し，
放置自転車のない，快適な歩行空間の確保を目指します



自転車法（自転車の安全利用の推進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律）に基づき，
行政と民間の適切な役割分担による駐輪対策の推進

○ハード整備

行政による公共駐輪場の設置

民間によるお客様用等の駐輪場の設置

※ 駐輪需要最大2,500台に応じた整備を図っていく

○ソフト対策

放置自転車対策

自転車利用マナー向上策



駐輪対策（ハード整備とソフト対策）

ハード整備	駐輪場の整備		行政	民間	市民
ソフト対策	駐輪場の整備	駅付近などでの公共駐輪場の整備	●		
		暫定路上駐輪場	●		
		附置義務駐輪場		●	
		設置協力		●	
	放置自転車対策	自転車放置禁止区域の設定	●		
		放置自転車の撤去	●		
		撤去自転車の撤去保管費用の徴収	●		
		駐輪場への案内誘導	●	●	△
		自転車の盗難防止対策	●	●	●
		都市型レンタサイクル	●		△
	マナー向上策	啓発活動	●	●	●
		イベントの実施	●	●	●

○参考 自転車法（抜粋，要約）

第5条【駐輪対策の総合的推進】

- 第1項 地方公共団体、道路管理者は、駐車需要が著しい地域では、公共駐輪場の設置に努める。
- 第2項 鉄道事業者は駐輪場の設置に積極的に協力しなければならない。
- 第3項 大量の駐車需要を生じさせる施設の管理者は駐輪場の設置に努める。
- 第4項 地方公共団体は、新築・増築に対し、駐輪場を設置しなければならない旨を条例で定めることができる。（附置義務条例）
- 第5項 公安委員会は、計画的な交通規制の実施を図る。
- 第6項 地方公共団体、道路管理者、警察、鉄道事業者は、自転車の整理・撤去に努める。

第6条

- 第1項 市町村長は、公共の場所の機能低下を防止するため、放置自転車を撤去・保管する条例を定めることができる。（放置禁止区域の設定，放置自転車の撤去・保管に関する条例）
- 第2項 市町村長は、撤去自転車を返還するため公示をしなければならない。
- 第3項 自転車の保管に不相当な費用等を要するときは売却、廃棄できる。
- 第4項 公示の日から6月を経過した自転車は市町村に帰属する。
- 第5項 自転車の保管等に要した費用は、利用者の負担とすることができる。（費用の徴収）
- 第6項 都道府県警察は、市町村への資料提供協力をする。

第12条【自転車利用者の責務】

- 第1項 法令を遵守し、歩行者に危険を及ぼさないようにする。
- 第2項 駐輪場を利用し、放置しないよう努める。
- 第3項 利用者は防犯登録を行う。

※ 役割分担 ●主体 △協力

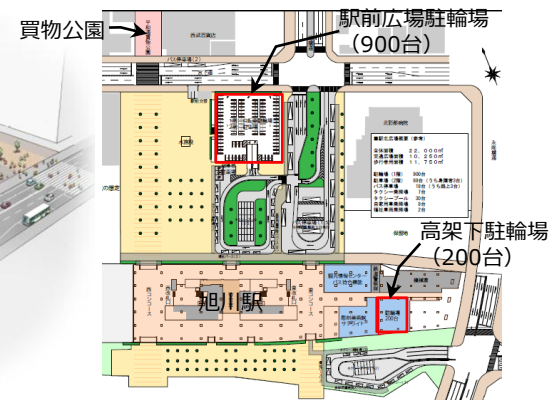
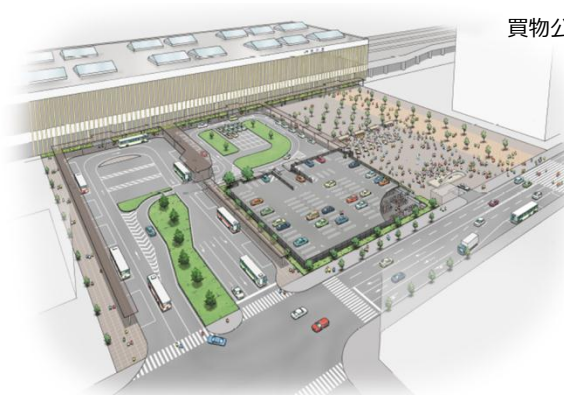
駐輪対策の推進（ハード整備）

ハード整備

駐輪場の整備

駅付近などでの公共駐輪場

駅前広場，高架下に駐輪場を整備し，
H25.4供用開始（1,100台）



路上駐輪場（自転車ラック等）

需要に応じた設置に努める



附置義務駐輪場

条例制定，施行済み（H22.4）

設置協力

自転車需要を生じさせる施設の設置者へ
協力を求める

課題

路上駐輪，自転車の放置は多数ある状況

歩行者の通行に支障

災害時等の緊急車両の通行に支障

景観を阻害

中心市街地活性化を阻害する懸念

● 駐輪施設（駐輪場）の不足

● 路上駐輪を規制する条例がない

● 自転車利用モラルの低下

駅前広場等駐輪場の供用開始

駐輪場利用啓発，案内誘導

放置禁止区域の設定
マナー向上策

ソフト対策の本格的実施

駐輪対策の推進（ソフト対策）

ハード整備の状況に応じて実施

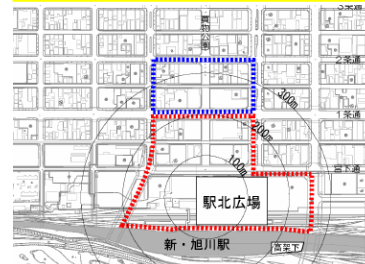
ソフト対策

放置自転車対策

自転車放置禁止区域の設定
放置自転車の撤去
撤去自転車の撤去保管費用の徴収



禁止区域の設定，放置自転車の撤去，
撤去保管費用の徴収を定める条例の制定



駐輪場への案内誘導

自転車の盗難防止対策

誘導案内表示
通学用自転車の駐輪場利用の促進
街頭放送，街頭指導



都市型レンタサイクル

引き取り手の無い放置自転車を活用
1台を複数人が利用→放置の減少

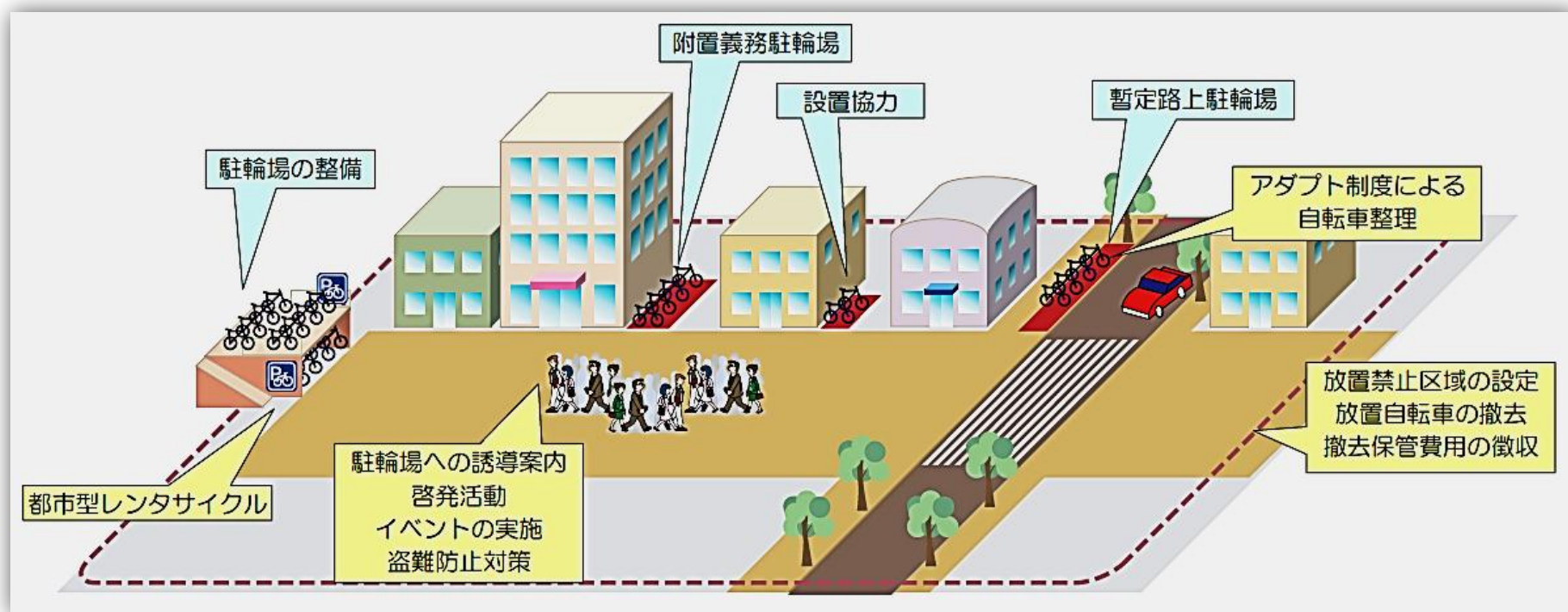
啓発活動

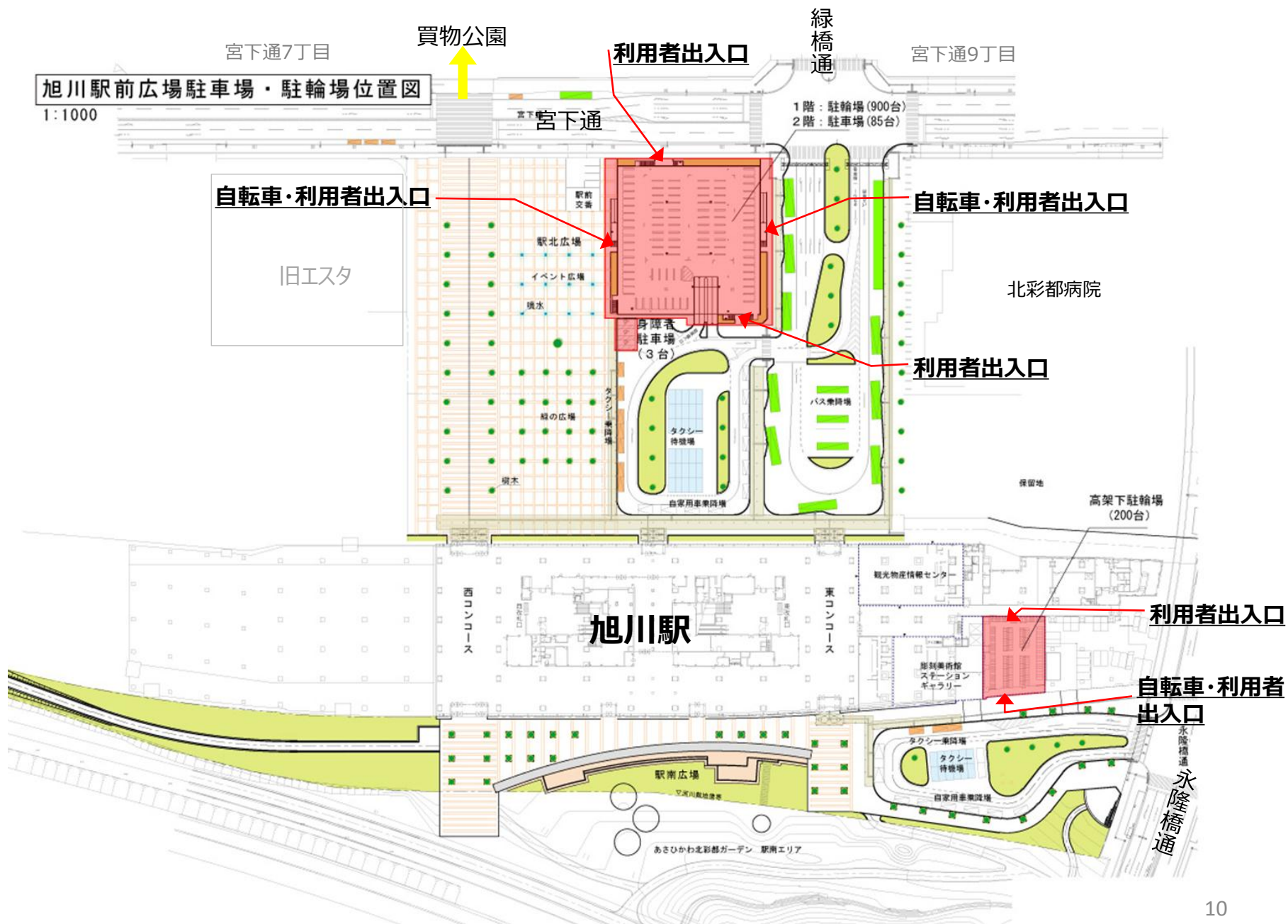
イベントの実施

自転車利用マナーについて
交通安全教室，街頭指導，イベント，
HP等にて周知

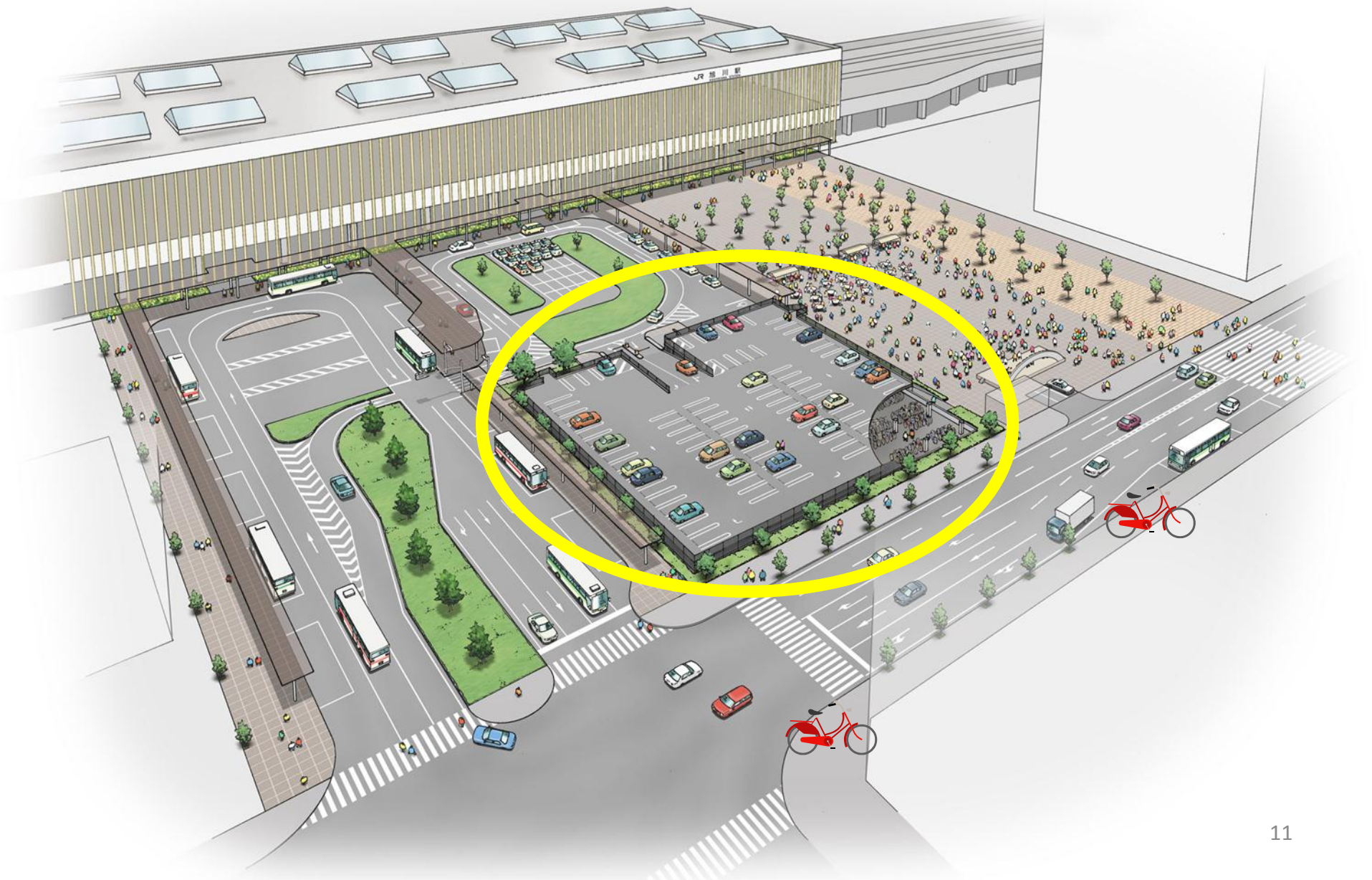


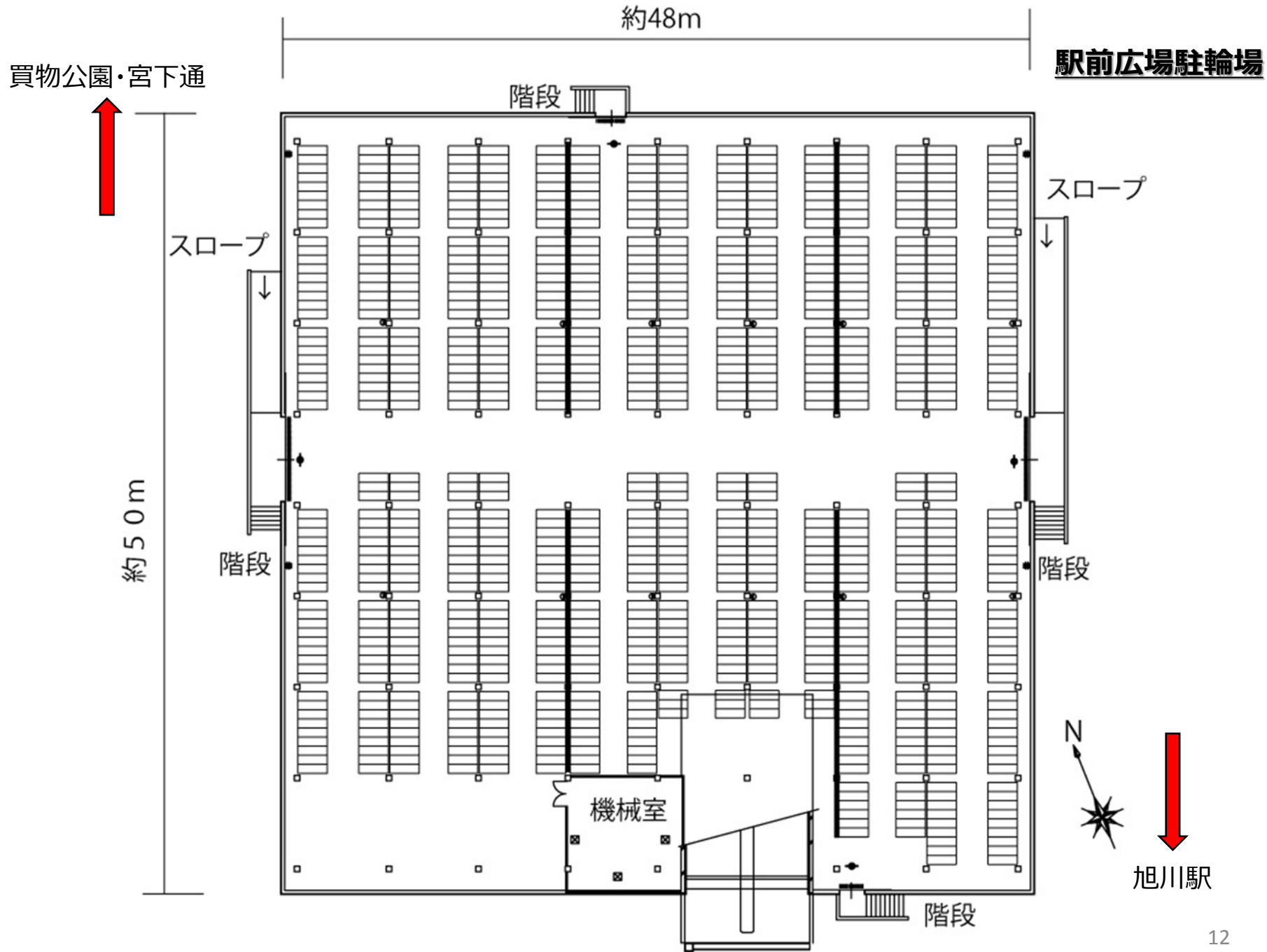
駐輪対策のイメージ（ハード整備とソフト対策）





駅前広場駐輪場（イメージパース）





高架下駐輪場

